【千葉市にお住まいの方へ】

令和7年9月から認可保育施設における 保育料の多子軽減制度を拡充します。

国の制度から、千葉市独自に拡充する内容

認可保育施設における多子世帯の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、 令和7年9月から、軽減対象施設の在籍の有無やきょうだいの年齢に関わらず、

第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料にします。

※軽減の対象は保育料です。送迎費、給食費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

<拡充イメージ>

現行 (令和7年8月まで)

拡充後 (令和7年9月から)

【第1子】 小学生以上 🔼

<u>カウント対象外</u> (小学生以上の児童)



第1子としてカウント

認可外保育 施設等

カウント対象外 (認可外保育施設を利用する児童)



第2子としてカウント

保育料を助成

【第3子】

【第2子】

認可保育 施設

第1子としてカウント → 保育料全額



<u>第3子としてカウント</u>

→ 保育料無料

対象者 ※次の要件をすべて満たすお子さん

- 千葉市に在住している
- 対象施設の0~2歳児クラスに在籍している
- 世帯の第2子以降である
 - ※第1子の年齢や、世帯の所得は問いません。

対象施設

- 認可保育施設
- (保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業、事業所内 保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業)
- ※千葉市に在住しているお子さんが、市外の認可保育施設を 利用する場合も対象となります。

必要なお手続き

- 原則、申請手続きは必要ありません。ただし、以下①・②に該当する場合は届出が必要となります。
- ① 生計が同一で別居(就学や療養等で市外に居住している等)のきょうだいがいる場合
- ② 幼稚園等を利用しているきょうだいがいる場合
- 必要なお手続きの詳細については、千葉市ホームページをご確認ください。

(下記のURL、または右記の二次元バーコードからアクセスできます)

https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/hoikuryou29.html





お問い合わせ先

- 制度に関するお問い合わせ こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟8階 ☎ 043-245-5726
- 「必要なお手続き」に関するお問い合わせは、利用施設のある区のこども家庭課へお問い合わせください。

こども家庭課 〒260-85II : 中央区中央4-5-1: 花見川区瑞穂1-1 **조** 043 (221) 2172 : **조** 043 (275) 6421

中央保健福祉センター・花見川保健福祉センター こども家庭課 **〒262-8510**

こども家庭課 **〒263-8550** 稲毛区穴川4-12-4

FAX 043 (221) 2606 FAX 043 (275) 6318 FAX 043 (284) 6182 FAX 043 (233) 8178 FAX 043 (292) 8284 FAX 043 (270) 3291

稲毛保健福祉センター

若葉保健福祉センター こども家庭課

T264-8550

緑保健福祉センター こども家庭課

T266-8550

美浜保健福祉センター こども家庭課

7261-8581 若葉区貝塚2-19-1 :緑区鎌取町226-1: 美浜区真砂5-15-2 ☎ 043 (284) 6137 : ☎ 043 (233) 8186 : ☎ 043 (292) 8137 : ☎ 043 (270) 3150



千葉開府 900年